第11条(お見舞金サービスの対象期間)

- 1. お見舞金サービスは、その事故が次項に定める対象期間に発生した場合に適用されるものとします。
- 2. 対象期間の開始日は、本サービスの契約成立日の属する 月の翌々月1日とし、終了日は本サービスの利用契約の終了 日とします。

第12条(お見舞金サービスの内容およびお支払い金額)

お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。

(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲

お見舞金の種別	金額	適用範囲
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配
		偶者が傷害により、
		日本国内の医療機関
		で入院した場合
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配
		偶者が疾病または傷
		害のため先進医療を
		受けた場合
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配
		偶者が要介護状態と
		なった場合

- (2) 入院見舞金のお支払い後1年間は、新たに傷害で入院されても入院見舞金のご請求はできません。
- (3) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。

改定後 (2013年6月4日)

第11条(お見舞金サービスの対象期間)

- 1. お見舞金サービスは、お見舞金支払事由が次項に定める対象期間に発生した場合に適用されるものとします。
- 2.対象期間の開始日は、本サービスの契約成立日の属する月の翌々月1日とし、終了日は本サービスの利用契約の終了日とします。

第12条(お見舞金サービスの内容およびお支払い金額)

お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い 金額、適用範囲は以下のとおりとします。

※虫歯とはう蝕症のことを指します。

(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲

お見舞金の種別	金額	適用範囲
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配
		偶者が傷害により、
		日本国内の医療機
		関で入院した場合
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配
		偶者が疾病または
		傷害のため先進医
		療を受けた場合
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配
		偶者が要介護状態
		となった場合
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第3度
		(C3) またはう蝕症
		第4度(C4)となり、
		日本国内の歯科医
		院でう蝕症治療を
		受けた場合

- (2) 入院見舞金のお支払い日より1年間は、新たに傷害で 入院されても入院見舞金のご請求はできません。
- (3) 虫歯見舞金のお支払い日より1年間は、新たにう蝕症で治療されても虫歯見舞金のご請求はできません。

(4) 本サービスの利用期間(注)を通じて、お支払いはお	(4) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種
見舞金の種別毎に最大10万円となります。	別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万
(注) 本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用	円となります。
期間を含みます。	(5) 本サービスの利用期間(注)を通じて、お支払いはお
	見舞金の種別毎に最大10万円となります。
	(注)本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用 期間を含みます。
	(6)同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場
	合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されませ
	λ_{\circ}

第13条(お見舞金をお支払いできない場合-その1共通)

- 1. 前条に定めるお見舞金について、事由の如何を問わず次 の各号のいずれかに該当する場合は、会員はお見舞金を受け る資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいたしません。
- (1)当社がお見舞金の申請を受け付けた時点で、本サービスの利用契約を解除している場合。
- (2)お見舞金申請受付日が属する月までの利用料金等の支払 債務の履行遅延または不履行があり、その解消が、お見舞金 申請月の3ヶ月後の月末までにされたことを当社が確認でき なかった場合。
- (3) 所定の見舞金申請書およびその他必要書類に不備(不足書類を含む)、誤記、または記載漏れがあり、当社の申請受付日が属する月から3ヶ月以内に訂正されない場合。
- (4)本サービスの利用契約を解除後、再度お申し込みいただき、過去に終了した契約期間中に発生した事故についてのお見舞金の申請。
- 2. 事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の 各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員はお見 舞金を受け取る資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいた しません。
- (1)会員または会員の配偶者の故意
- (2)会員または会員の配偶者の犯罪行為
- (3)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- (4)核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (5) (3)および(4)の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態 と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

改定後(2013年6月4日)

第13条(お見舞金をお支払いできない場合-その1共通)

- 1. 前条に定めるお見舞金について、事由の如何を問わず次 の各号のいずれかに該当する場合は、会員はお見舞金を 受ける資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいたしま せん。
- (1) 当社がお見舞金の申請を受け付けた時点で、本サービス の利用契約を解除している場合。
- (2) お見舞金申請受付日が属する月までの利用料金等の支払 債務の履行遅延または不履行があり、その解消が、お見 舞金申請月の3ヶ月後の月末までにされたことを当社が 確認できなかった場合。
- (3) 所定の見舞金申請書およびその他必要書類に不備(不足書類を含む)、誤記、または記載漏れがあり、当社の申請受付日が属する月から3ヶ月以内に訂正されない場合。
- (4) 本サービスの利用契約を解除後、再度お申し込みいただき、過去に終了した契約期間中に発生した事故についてのお見舞金の申請。
- (5) 日本国内の医療機関以外で受けた、傷害または疾病の治療行為等
- 2. お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であると を問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員はお見舞金を受け取る資格がなく、当社はお 見舞金をお支払いいたしません。
- (1) 会員または会員の配偶者の故意
- (2) 会員または会員の配偶者の犯罪行為
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- (4) 核燃料物質(注2) もしくは核燃料物質(注2) によって汚染された物(注3) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (5) (3)および(4)の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な 事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物	(注3) 核燃料物質によって汚染された物
子核分裂生成物を含みます。	原子核分裂生成物を含みます。

第14条(お見舞金をお支払いできない場合-その2入院見舞 金)

事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は入院見舞金を受け取る資格がなく、当社は入院見舞金をお支払いいたしまません。

- (1)地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由を含みます。
- (2)会員または会員の配偶者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- (3)会員または会員の配偶者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態での自動車または原動機付自転車の運転
- (4)第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既に 発生している会員または会員の配偶者の入院

改定後 (2013年6月4日)

第14条(お見舞金をお支払いできない場合-その2入院見舞 金)

- お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問 わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合 は、会員は入院見舞金を受け取る資格がなく、当社は入 院見舞金をお支払いいたしません。
- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに 随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基 づいて生じた事由を含みます。
- (2) 会員または会員の配偶者の麻薬、あへん、大麻または 覚せい剤、シンナー等の使用
- (3) 会員または会員の配偶者が法令に定められた運転資格 を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができな いおそれがある状態での自動車または原動機付自転車の 運転
- (4) 第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既 に発生している会員または会員の配偶者の入院

第 15 条(お見舞金をお支払いできない場合ーその 2 先進医療見舞会)

- 1. 事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の 各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は先進 医療見舞金を受け取る資格がなく、当社は先進医療見舞金を お支払いいたしません。
- (1)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(注)または腰痛でいずれも会員または会員の配偶者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。
- (2)妊娠、出産または早産
- (3)性病
- (4)精神障害
- (5)第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既に 発生している会員または会員の配偶者が受けた先進医療
- (6)第14条(1)乃至(3)に定める事由
- (注) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 16 条 (見舞金をお支払いできない場合ーその3介護見舞 金)

事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は介護費用助成金を受け取る資格がなく、当社は介護費用助成金をお支払いいたしません。

- (1)介護対象者の先天性異常
- (2)第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既に 発生している会員または会員の配偶者の要介護状態
- (3)第14条(1)乃至(3)に定める事由

改定後(2013年6月4日)

第15条(お見舞金をお支払いできない場合-その2先進医療 見舞金)

- 1. お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であると を問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は先進医療見舞金を受け取る資格がなく、当 社は先進医療見舞金をお支払いいたしません。
- (1) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(注)または腰 痛でいずれも会員または会員の配偶者にそれを裏付ける に足りる医学的他覚所見のないもの。
- (2) 妊娠、出産または早産
- (3) 性病
- (4) 精神障害
- (5) 第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既 に発生している会員または会員の配偶者が受けた先進医 療
- (6) 第14条 (1)乃至(3)に定める事由
- (注) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第16条(見舞金をお支払いできない場合-その3介護見舞 金)

- お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問 わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合 は、会員は介護見舞金を受け取る資格がなく、当社は介 護見舞金をお支払いいたしません。
- (1) 介護対象者の先天性異常
- (2) 第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既 に発生している会員または会員の配偶者の要介護状態
- (3) 第14条(1)乃至(3)に定める事由

改定前(2013年4月19日)	改定後(2013年6月4日)
新設	第17条(見舞金をお支払いできない場合-その4虫歯見舞
	金)
	お見舞金支払事由の発生が、次の各号に掲げる事由のいずれ
	かに起因する場合は、会員は虫歯見舞金を受け取る資格
	がなく、当社は虫歯見舞金をお支払いいたしません。
	(1)第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、会員
	がう蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)の治療
	を受けている場合
	(2)第14条(2)に定める事由
	以下、第17条新設による条番号移行
第 17 条(お見舞金申請の手続き)	第 18 条(お見舞金申請の手続き)
条文略	条文略
第 18 条(禁止事項)	第 19 条(禁止事項)
条文略	条文略
第 19 条(会員登録内容の変更)	第 20 条(会員登録内容の変更)
条文略	条文略
第 20 条(本サービスの中止・中断)	第 21 条(本サービスの中止・中断)
条文略	条文略
ないな (ル パッ相供)に関わりた事事で (体 00 久(ルードッ相供)に関わて在事事で)
第 21 条(サービス提供に関する免責事項)	第 22 条(サービス提供に関する免責事項)
条文略	条文略
第 22 条(本サービスの変更、追加)	第 23 条(本サービスの変更、追加)
条文略	条文略
第 23 条(会員側からの解約)	第 24 条(会員側からの解約)
条文略	条文略
第 24 条(当社側からの解除)	第 25 条(当社側からの解除)
第24 宋(ヨ 仏 側が900 解除) 条文略	第 25 宋 (ヨ仏側が900解除) 条文略
本人㎡	不入町
第 25 条(指定サービスの利用契約終了時の措置)	第 26 条(指定サービスの利用契約終了時の措置)
条文略	条文略

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対照表

BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対照表 改定前(2013 年 4 月 19 日)	改定後 (2013 年 6 月 4 日)
第 26 条 (利用契約終了後の措置)	第 27 条 (利用契約終了後の措置)
条文略	条文略
第 27 条(通知・連絡等)	第 28 条(通知・連絡等)
条文略	条文略
第28条(第三者への委託)	第 29 条(第三者への委託)
条文略	条文略
Mr 00 Mr / Mr List to 0 / 12 th	// 00 / (Iπ Lei+π α /Π ≥#)
第 29 条(個人情報の保護)	第 30 条(個人情報の保護)
条文略	条文略
第30条(権利の譲渡等)	第 31 条(権利の譲渡等)
条文略	条文略
第 31 条 (準拠法)	第 32 条 (準拠法)
条文略	条文略
第32条(合意管轄)	第 33 条(合意管轄)
条文略	条文略